

介護保険負担限度額の認定を受けている皆さんへ

8月から、負担限度額認定の制度が変わります！

制度改正に伴い、「介護保険負担限度額認定」を受けることができる要件や食費にかかる利用者負担限度額が変更となります。なお、要件が変更されたことにより負担限度額認定の対象外となる場合があります。

【問い合わせ】高齢福祉課介護保険室(☎282-1711 内線1162・1163)

変更点①

要件の改正

※下記の要件に該当しない方は、負担限度額認定の対象外です。

- 利用者負担「第3段階」が「第3段階①」と「第3段階②」に細分化され、所得要件が見直されます。
- 預貯金等の資産要件が、一律1,000万円(夫婦の場合は2,000万円)以下から、本人の負担能力に応じた金額へ変更されます。

【利用者負担段階(7月31日(土)まで)】

利用者負担段階	所得要件 (対象となる収入状況)	資産要件 (預貯金等の合計額)
第1段階	▽本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金(大正5年4月1日までに生まれた方が受給の対象)の受給者 ▽生活保護受給者	夫婦…2,000万円以下 単身…1,000万円以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税 【A(本人の前年(1月1日～12月31日)までの合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金(遺族・障害年金等)収入額の合計の年額)】が80万円以下	同上
第3段階	【A】が80万円以上	



【利用者負担段階(8月1日(日)から)】

第2段階		【A】が80万円以下	夫婦…1,650万円以下 単身…650万円以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税	【A】が80万円以上120万円以下	夫婦…1,550万円以下 単身…550万円以下
第3段階②		【A】が120万円以上	夫婦…1,500万円以下 単身…500万円以下

変更点②

食費等にかかる自己負担限度額

- 施設入所時と短期入所(ショートステイ(表中の【 】内の金額))の利用時で食費等の費用負担額が変わります。

【1日あたりの食費・居住費の負担限度額(7月31日(土)まで)】

負担限度額	食費	居住費				
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(特養等※1)	従来型個室(老健・療養等※2)	多床室
第1段階	300円 【300円】	820円	490円	320円	490円	0円
第2段階	390円 【390円】	820円	490円	420円	490円	370円
第3段階	650円 【650円】	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円

【1日あたりの食費・居住費の負担限度額(8月1日(日)から)】

※1…特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム
※2…老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

第2段階	390円 【600円】	820円	490円	420円	490円	370円
第3段階①	650円 【1,000円】	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円
第3段階②	1,360円 【1,300円】	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円

※変更点①・②の「第1段階」の内容については、今回の改正による変更はありません。